

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市荒川白久字横幕一八五一番一から秩父市大滝字強石イダシ道下四八三六番一まで	区 間
二四・九〇〇一五三・一九	二四・九〇〇一五一・〇六	敷地の幅員 (メートル)
一七〇・六七	一七八・七八	延長 (メートル)
		備 考